

平成25年11月25日
磐城国道事務所

～本格化する冬に向けて～

「冬道対策の啓発活動」及び「除雪車出動式」を行います

国道6号は、福島県浜通りを縦断する重要な幹線道路であり、原発事故により寸断された現在、震災復旧や住民生活の根本を支える路線として、さらに重要な役割を担っています。

磐城国道事務所では、雪道対策の十分でない車両による交通事故防止とスタック車両による交通障害防止のため、関係機関と合同による早めに冬タイヤ装着を呼びかける啓発活動を実施します。

また、国道6号(富岡町以北)の冬季交通の安全と円滑な交通を確保するために「除雪車出動式」を行います。

○冬道対策の呼びかけ及びチラシの配付

日時 : 平成25年11月28日(木) 14:30～15:30
場所 : 南相馬市原町区高見町2丁目30-1
道の駅「南相馬」

○除雪車出動式

日時 : 平成25年11月28日(木) 13:30～14:30
場所 : 南相馬市原町区日の出町289
磐城国道事務所 原町維持出張所構内

〔お問い合わせ先〕

○冬道対策の啓発活動

国土交通省 東北地方整備局 磐城国道事務所
管理課長 橋本 幸雄 TEL 0246-23-0964

○除雪車出動式

国土交通省 東北地方整備局 磐城国道事務所
原町維持出張所長 佐藤 正一 TEL 0244-22-2530

発表記者會等: いわき記者会、いわき記者クラブ、いわき市広報広聴課、
南相馬記者クラブ

【参考】

○実施場所



○前年度の様子



除雪車出動式



冬道対策呼びかけと広報チラシ配布

○除雪作業とは？

冬期における安全な通行を確保するために、凍結抑制剤散布車を使って路面の凍結を抑制する塩（塩化ナトリウム）を路面に散布します。

また、路面に雪が積もった場合は、除雪グレーダや除雪装置付きの凍結抑制剤散布車を使って路面の雪を取り除きます。



凍結抑制剤散布車



除雪グレーダ

早めの冬タイヤ交換で 安心ドライブを

～積雪・凍結道路のノーマルタイヤ走行は道路交通法違反です～

【福島県道路交通規則】抜粋

第11条 道路交通法第71条第6号の規定に基づき定める車両等の運転者が守らなければならない事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 積雪又は凍結している道路において、駆動輪（他の車両に牽[けん]引される車両にあつては後輪）にタイヤチェーン又は全輪にスノータイヤ（接地面の突出部の磨耗が50パーセント以下のものに限る。）を取りつける等すべり止めの措置を講じないで自動車（小型特殊自動車を除く。）又は原動機付自転車を運転しないこと。

浜通りも路面凍結や降雪があります。 冬タイヤの早期装着を！



H24.3 国道6号 福島県南相馬市原町区日の出町地内

国道6号・49号の冬みち情報はここから



パソコンから

<http://www.thr.mlit.go.jp/iwaki/>



ケータイから

<http://keitai.thr.mlit.go.jp/iwaki/>



磐城国道

検索

東北地方整備局
福島県
福島県
福島県

磐城国道事務所
相馬警察署
南相馬警察署
双葉警察署

TEL : 0246-23-2211

TEL : 0244-36-3191

TEL : 0244-22-2191

TEL : 0240-25-1500

道の駅「ならは」
臨時庁舎

冬道での走行で特に注意すべき箇所

(福島県浜通り国道6号・49号、原発事故警戒区域迂回路関係)

※日陰やカーブなど他にも危険な箇所があります。十分注意して走行してください。

